

令和7年度



道路除排雪の基本計画書



秋田市建設部

目 次

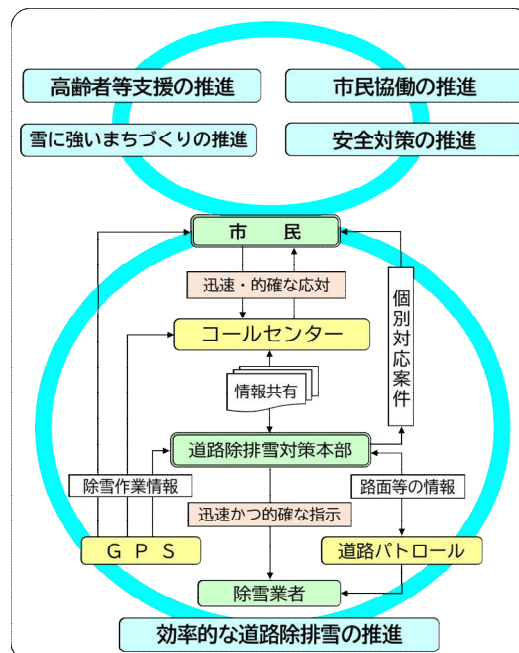
I	基本方針		1
II	計画の概要		
	1. 除雪の出動基準		2
	2. 排雪の実施基準		3
	3. 道路区分と優先順位		4
	4. 機械の配備		5
	5. 堆雪場の配置		6
III	市民の皆さんへ		7
IV	本部の組織体制		10
V	電話番号一覧		13
参考資料 1	「道路除排雪作業基準」		15

I 基本方針

令和4年10月に改訂（平成25年10月策定）した「秋田市ゆき総合対策基本計画」に基づき、冬期間の市民生活の安全・安心の確保と都市機能の維持を図るため、市民・委託業者・行政が一体となって道路除排雪作業を推進します。

- 1 「道路除排雪の基本計画書」に定めた基準に基づき、初期除雪を徹底するとともに、効果的な除排雪を推進し、円滑な冬期道路交通の確保に努めます。
- 2 市民ニーズを反映した除排雪対象路線の稼働優先順位に基づき、集中的な降雪や長期にわたる低温にも対応可能な、効果的かつ効率的な除排雪作業を実施します。
- 3 歩道や通学路の除排雪を充実させ、安全な歩行者空間の確保に努めます。
- 4 終日利用可能な大規模堆雪場2箇所に加え、固定資産税減免制度の活用や街区公園等の開放により、近隣住民向けの小規模堆雪場を確保します。
- 5 道路パトロールの強化に加え、GPSやコールセンターを活用して道路状況を迅速に把握し、市民への情報提供や情報収集に努め、迅速かつ的確な除排雪作業を推進します。
- 6 機械貸出制度を充実させるとともに、個人所有の小型除雪機を地域の除排雪作業に使用する場合には燃料を支給するなど、地域による自主的な除排雪を支援し、市民協働による除排雪を推進します。

総合的な取組による安全安心の実現



初期除雪の徹底
的確な情報収集
迅速な除排雪対応

Ⅱ 計画の概要

1. 除雪の出動基準

下記の基準に基づき、迅速な判断による早期除雪を実施し、円滑な道路交通の確保に努めます。

【平常時】

< 車 道 >

(1) 除雪の出動判断基準値は、**路面積雪深 10 cm**とします。

通常の出動判断
・各地区の路面積雪深が基準値以上であることを確認した場合
本部の指示で出動する場合
・気象や道路状況の変化により走行が困難となった場合（急な降雨や吹きだまり発生など）
本部の指示で出動を見合わせる場合
・降雨や気温上昇等により自然融雪が期待できる場合

(2) 作業時間帯は、日中が9時～16時、夜間が20時～6時です。

・降雪状況により、上記時間帯での作業が困難な場合は、本部の指示により変更します。

< 歩 道 >

(1) 除雪の出動判断基準値は、**路面積雪深 10 cm**とします。

通常の出動判断
・各地区の路面積雪深が基準値以上であることを確認した場合
本部の指示で出動する場合
・気象や道路状況の変化により走行が困難となった場合（急な降雨や吹きだまり発生など）
本部の指示で出動を見合わせる場合
・降雨や気温上昇等により自然融雪が期待できる場合

(2) 作業時間帯は、20時～6時です。

・降雪状況により、上記時間帯での作業が困難な場合は、本部の指示により変更します。

・手戻り防止のため、並行する車道の除雪完了後に作業を開始します。

【警戒時・豪雪時】

・上記の基準による出動が困難な場合には、気象状況や道路状況等を総合的に勘案し、本部が作業内容および作業時間帯を指示します。

※ 道路種別は4ページを、平常時／警戒時／豪雪時の対応レベルは、10ページをご覧ください。

2. 排雪の実施基準

下記の基準に基づき、効果的な排雪を実施し、円滑な道路交通と歩行者空間の確保に努めます。

< 車 道 >

(1) 原則として、次の基準に基づき排雪を実施します。

通常の実施判断	
主要道路	車両の交互通行が困難な場合、または歩行帯の確保が困難となった場合
生活道路	1車線の確保が困難な場合、または歩行帯の確保が困難になった場合
交差点	交通安全上、必要な視距の確保が困難となった場合
本部の指示で実施する場合	
・幅員4m未満の一般生活道路など、除排雪一体作業が有効と認められる場合	
本部の指示で実施を見合わせる場合	
・降雨や気温上昇等により自然融雪が期待できる場合	

(2) 作業時間帯は、日中が9時～16時、夜間が20時～6時です。

・降雪状況により、上記時間帯での作業が困難な場合は本部の指示で変更します。

< 歩 道 >

(1) 原則として、次の基準で排雪を実施します。

通常の実施判断	
主要歩道	警戒時・豪雪時において、歩行者のすれ違いが困難となった場合
一般歩道	豪雪時において、本部が必要と認めた場合
本部の指示で実施する場合	
・気象や道路状況の急激な変化により歩行が困難となった場合	
・車道との一体作業が有効と認められる場合	
本部の指示で実施を見合わせる場合	
・降雨や気温上昇等により自然融雪が期待できる場合	

(2) 作業時間帯は、20時～6時です。

※ 道路種別は4ページを、平常時／警戒時／豪雪時の対応レベルは、10ページをご覧ください。

3. 道路区分と優先順位

除排雪作業の対象路線は、市道および市道以外の生活道路のうち、除雪車両の進入が可能な道路とします。

また、道路区分に応じ、次の優先順位で作業を実施します。

(1) 道路種別に応じた作業優先順位

道路種別		区 分		内 訳	除雪延長	作業優先順位	
						除雪	排雪
車道	主要道路	緊急路線	1	緊急輸送道路に指定されている道路等の特に重要な道路	115 km	1-1	1-1
		主要幹線	2	上記以外のバス路線 公共施設に接続する道路等（注1）	429 km	1-2	1-2
	生活道路	生活幹線	3	地域の幹線的な道路 通学路指定のうち幹線的な道路	412 km		
		一般生活道路	4	幅員 4 m以上の市道	588 km		
			4	幅員 4 m以上の私道等	81 km		
			4	幅員 4 m未満の市道	153 km		
			5	幅員 4 m未満の私道等	130 km		
	合 計				1,908 km		
歩道	主要歩道	緊急路線	1	緊急輸送道路に指定されている道路等の重要な道路の歩道	78 km	1-1	1-1
		幹線歩道	2	上記以外の主要幹線の歩道	141 km		1-2
		通学歩道	3	通学路指定のうち幹線的な歩道	25 km		
	一般歩道	一般歩道	4	上記以外の歩道	24 km		2
	合 計				268 km		

注1 公共施設に接続する道路等とは、国道・県道・バス路線から教育施設・総合病院等の公共施設へ通じる道路、または地域間を接続する幹線的な道路とします。

注2 幅員 4 m 以上の生活道路の排雪については、1 車線の確保が困難な場合、および歩行帯の確保が困難になった場合に、本部の指示で実施します。

注3 除排雪一体作業が有効と認められる場合に限り、本部の指示で実施します。

※ 地域状況や気象・路面状況の急激な変化などにより、作業着手の順位が異なる場合があります。

(2) 凍結抑制剤の散布箇所と延長等

箇所区分	内 訳	散布延長	作業時間帯	散布対象箇所
坂 道	融雪施設設置箇所を除く	57 km	早朝	全箇所を対象として 除排雪作業との 連携を図り実施します
橋 梁	交通量の多い橋梁	5 km	4時～6時	
交 差 点	交通量の多い交差点	20 km	夕方	
屈 曲 部	交通量の多いカーブ等	11 km	16時～18時	
合 計		93 km		

※ 路面の凍結状況および予測される気象変化等により、上記の作業時間帯以外にも本部の指示で実施する場合があります。

4. 機械の配備

市および委託業者が保有している除排雪機械を各地域へ適切に配備し、効率的な除排雪作業を実施します。

令和7年9月1日現在

※ () 内は令和6年度末の台数

区分	主要機械（台）			その他機械（台）		
秋田市	ドーザ（大型）	4	(4)	ローダ（小型）	5	(5)
	グレーダ	17	(17)	ロータリ（小型）	16	(15)
	ロータリ（大型）	4	(4)	除雪トラック	1	(1)
				ハッドガイト式小型ローリ	45	(44)
				凍結抑制剤散布車	10	(10)
				凍結抑制剤散布機	1	(1)
				ダンプトラック（小型）	2	(2)
	計	25	(25)	計	80	(78)
	小 計			小 計	105	(103)
委託業者	ドーザ（大型）	346	(334)	ドーザ（小型）	93	(84)
	ローダ（大型）	131	(109)	ローダ（小型）	295	(284)
	グレーダ	25	(23)	ロータリ（小型）	35	(27)
	ロータリ（大型）	12	(10)	除雪トラック	4	(3)
				ハッドガイト式小型ローリ	99	(90)
				凍結抑制剤散布車	0	(0)
				ダンプトラック（大型）	256	(334)
				ダンプトラック（小型）	1,007	(1,001)
	計	514	(476)	計	1,789	(1,823)
	小 計			小 計	2,303	(2,299)

主要機械計	539	(501)	その他機械計	1,869	(1,901)
			全機械合計	2,408	(2,402)

5. 堆雪場の配置

大規模堆雪場として一般開放用と道路除排雪業者用を確保するとともに、地域住民の堆雪場として降雪時から街区公園や児童遊園地等を地域に開放します。

<一般開放用>

No.	堆雪場名	場所	面積(m ²)	利用時間	備考
1	旧空港跡地	新屋町字割山	51,978	終 日	(注1)
2	雄物川右岸	雄物新橋上・下流側	21,800	終 日	
3	下新城大規模堆雪場	下新城の中野	40,000	9時～21時	
4	河辺岩見	河辺岩見字関口川原	1,200	9時～16時	小型車限定
5	旧太平山スキー場跡地	仁別字水沢	7,000	9時～16時	小型車限定
計			121,978		

<道路除排雪業者用>

No.	堆雪場名	場所	面積(m ²)	利用時間	備考
1	太平八田	太平八田	30,000	本部指示	4t車以下限定 (注2)
2	柳田	柳田字扇ノ沢	10,000	本部指示	4t車以下限定 (注3)
3	平尾島	雄和平尾島	6,000	本部指示	
4	総合環境センター	河辺豊成	5,100	本部指示	
5	古川調整池	御所野下堤	20,000	本部指示	
計			71,100		

注1 店舗および事業所の方は、旧空港跡地に搬入してください。(利用開始日：12月1日以降を予定)

注2 地域との協議により、使用制限があります。

注3 住宅街の渋滞を避けるため、南側からの搬入については特定車両のみ受け入れます。

※ 受け入れ容量に達した場合には閉鎖し、他の堆雪場をご利用いただく場合があります。

※ 道路除排雪業者の堆雪場として調整池等を活用してまいります。

※ 最新の開放状況については、秋田市ホームページの情報をご覧ください。

<地域住民用>

No.	区分	箇所数	面積(m ²)	備考
1	街区公園	192ヶ所	439,000	ソリやスノーダンプ等の人力による排雪に限る
2	児童遊園地	468ヶ所	183,600	
3	その他の公園	3ヶ所	9,500	
4	その他の緑地	39ヶ所	419,900	
計		702ヶ所	1,052,000	

※ 雪の重みで破損する恐れがありますので、遊具から離れた場所に雪を捨ててください。

Ⅲ 市民の皆様へ

スムーズに道路除排雪作業を行うためには、市民の皆さんのご理解とご協力が不可欠です。

市民・委託業者・行政がそれぞれの役割を分担し、ルールとマナーを守り効果的な除排雪作業を実施しましょう。

(1) 市民の皆様へのお願いについて

(ア) 玄関先や車庫前などの雪寄せにご協力ください

除雪車が通った後の玄関先や車庫前に残った雪は、近隣に迷惑とならないよう各家庭での雪寄せをお願いします。

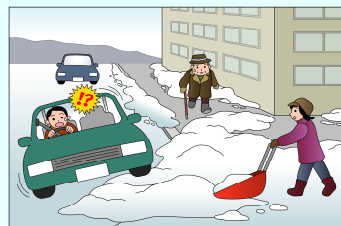


(イ) 道路に宅地内の雪を出さないでください

宅地の雪を道路に出すと通行の妨げや事故の原因となります。また、融雪装置のある道路に雪を出すと故障の原因となりますので、ご注意ください。

また、屋根からの落雪も通行の妨げにならないよう、速やかに処理してください。

※ 道路に雪を出す行為は道路法等に違反します。



(ウ) 路上駐車は絶対にやめましょう

円滑な除排雪作業に支障となる路上駐車は、絶対にしないでください。

たった1台でも放置車があることにより除雪車が入れず、その町内が後回しとなったり、除雪作業が中止となる場合があります町内全体が迷惑します。



(エ) 道路に障害物を置かないでください

敷鉄板や段差プレートなどが道路上にあると、除雪車が引っかかり事故や構造物破損の原因となります。降雪期前に路上の障害物は必ず撤去してください。

※ 道路上の物損については責任を負いかねます。

(オ) 堆雪場の利用について

堆雪場の利用についてはルールを守り、雪以外の土砂やゴミなどは絶対に混入しないでください。

ルールとマナーを守ることが大切なんだね！



(2) 除排雪作業へのご理解とご協力について

(ア) 深夜の除排雪作業にご理解願います

幹線道路、学校周辺の通学路、歩道は、原則として夜間から早朝にかけて作業を行います。

除雪車の騒音や振動でご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



(イ) 路面の凍結対策にご協力願います

地域内で滑りやすい坂道や交差点がある場合、町内会や地域の皆さんで凍結抑制剤の散布にご協力ください。

凍結抑制剤は、町内協力作業時に **1回の申請で最大3袋まで**、道路維持課車庫（寺内字蛭根85-9）で配布しています。

(ウ) 滑りやすい路面に注意してください

除雪終了後の路面は非常に滑りやすくなっています。歩行者や車両の通行には十分注意してください。

(3) 地域住民による除排雪への支援策について

(ア) ダンプトラックまたは積み込み機械の貸出制度

町内会や地域が実施する共同除排雪作業に対して、ダンプトラックまたは積み込み機械（いずれも運転手付き）を無料で貸し出します。



(イ) 小型除雪機械貸し付け制度

除排雪計画路線となっている「狭あいな道路」や「歩道」の除排雪作業を町内会で実施していただける場合には、シーズンを通してハンドガイド式小型除雪機を無料で貸し出します。（台数に限りあり）



(ウ) 燃料の支給制度

個人の小型除雪機械（農業用機械など）で、地域の生活道路や高齢者宅の間口、ごみ集積場等の除雪作業を行う場合、燃料を支給します。

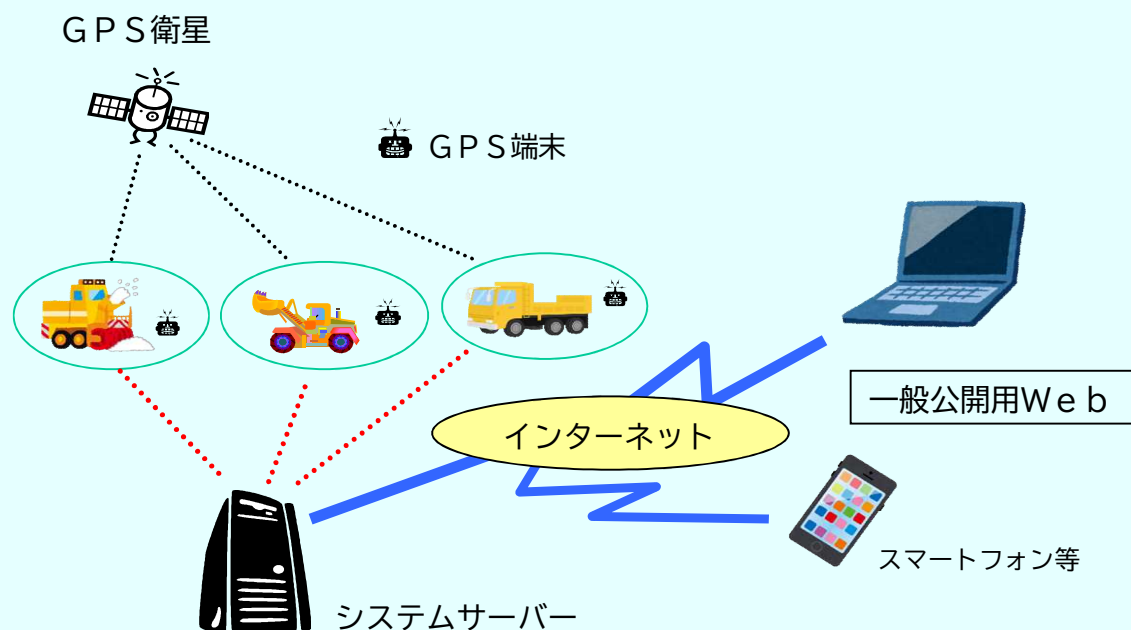
(エ) 空き地の固定資産税が減免されます

住宅街にある一定規模の空き地を冬期間の堆雪場として町内会等は無償で貸した場合、翌年度の固定資産税の一部が減免されます。

(4) 道路除排雪車両運行管理システムについて

小型除雪機械を除く全ての除雪車両およびダンプトラックには、GPS端末を取り付けます。

これにより、除雪車両の位置や作業状況を、インターネット経由でパソコンやスマートフォンから確認できます。



「道路除排雪車両運行管理システム」へは、下記の秋田市役所道路維持課ホームページからアクセスしてください。

道路除排雪車両運行管理システム

URL <http://akitashi-jyosetsu.ndsoft.jp/public/map/>

※ インターネット視聴環境にある方は、どなたでもご覧いただけます。

QRコード



詳細については、本部までお問い合わせください。

(5) 高齢者等の間口除雪の登録について

間口の雪寄せ作業については、下記の方を対象者に、除雪の際に生じた雪の塊などを寄せます。（道路に面している玄関先や車庫前に限る）

ご希望される方は、除排雪対策本部までご連絡ください。

- 1 おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯
- 2 身体の不自由な方のみの世帯

(注意)

- 1 雪寄せ作業ができる方がいる世帯については、登録対象外です。
- 2 雪寄せ作業を行う路線は、市が除排雪作業を実施している路線に限ります。

IV 本部の組織体制

天候状況や除排雪稼働状況等により、段階的に組織を強化し、全庁的な本部組織体制で対応します。

また、市民サービスセンターや地域情報員等と連携し、迅速な地域状況の把握に努めます。

(1) 本部の設置

- ・道路の除排雪対策に備え、令和7年11月10日から翌年の3月31日まで、「秋田市道路除排雪対策本部」（本部長：建設部長）を建設部道路維持課内に設置します。（気象の変化や道路状況などにより、本部の設置期間を変更する場合があります）
- ・秋田地方気象台の発表で積雪深が40cm（警戒積雪深）に達した場合は、市長を総本部長とする「秋田市道路豪雪対策本部」に切り替え、豪雪に対応します。

(2) 体制の強化

- ・天候や除排雪稼働状況に応じ、段階的に本部従事職員を増員するなど、全庁的体制で取り組みます。
- ・市民サービスセンターや地域情報員と連携し、地域の実情に配慮した除排雪作業を行います。
- ・市内道路に精通した秋田市総合振興公社に道路パトロールを委託し、適切な道路状況の把握に努めます。
- ・道路除排雪に関する電話対応業務は、対応能力に優れたコールセンターに委託し、本部職員が除排雪業務に迅速に対応できるようにします。

(3) 他機関との連携

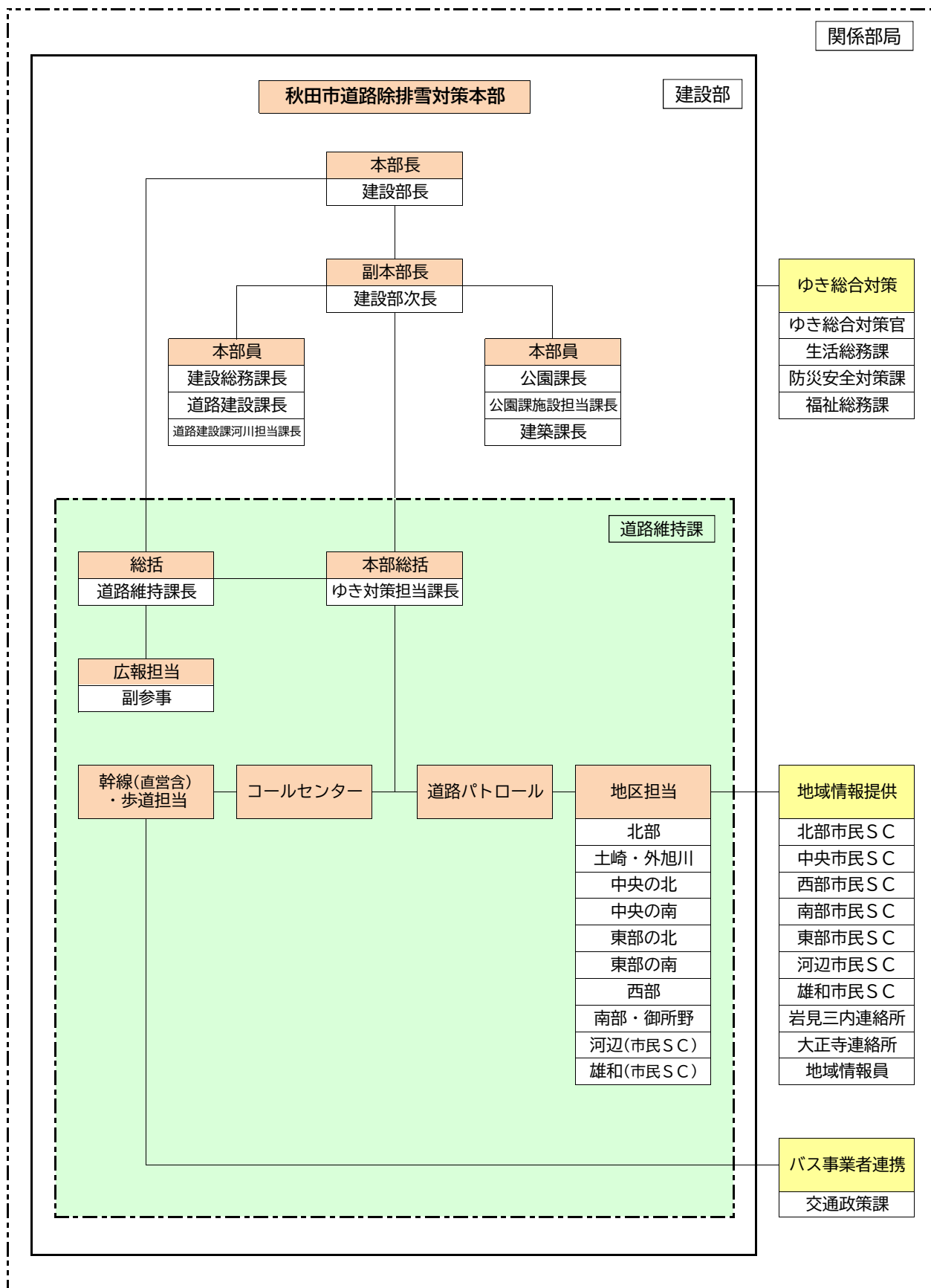
- ・国や県と連携して豪雪時の支援体制を整え、路線の振り替えなどにより効率的な除排雪作業を行います。
- ・バス事業者、建設業協会、造園協会など関係機関との連携を強化します。

対応レベルと本部体制

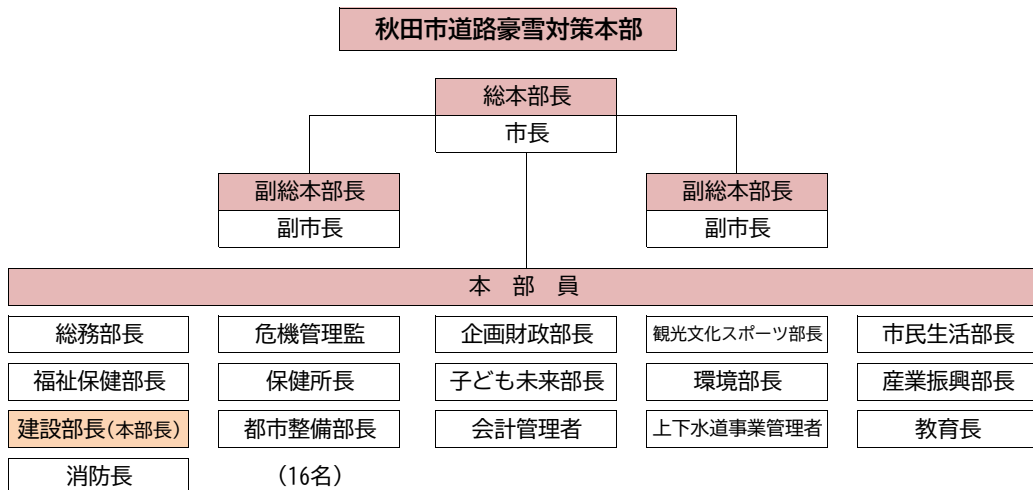
対応レベル	本部体制
積雪深 50cm	秋田市道路豪雪対策本部
積雪深 30cm	
積雪深 0cm	秋田市道路除排雪対策本部

警戒積雪深 40cm

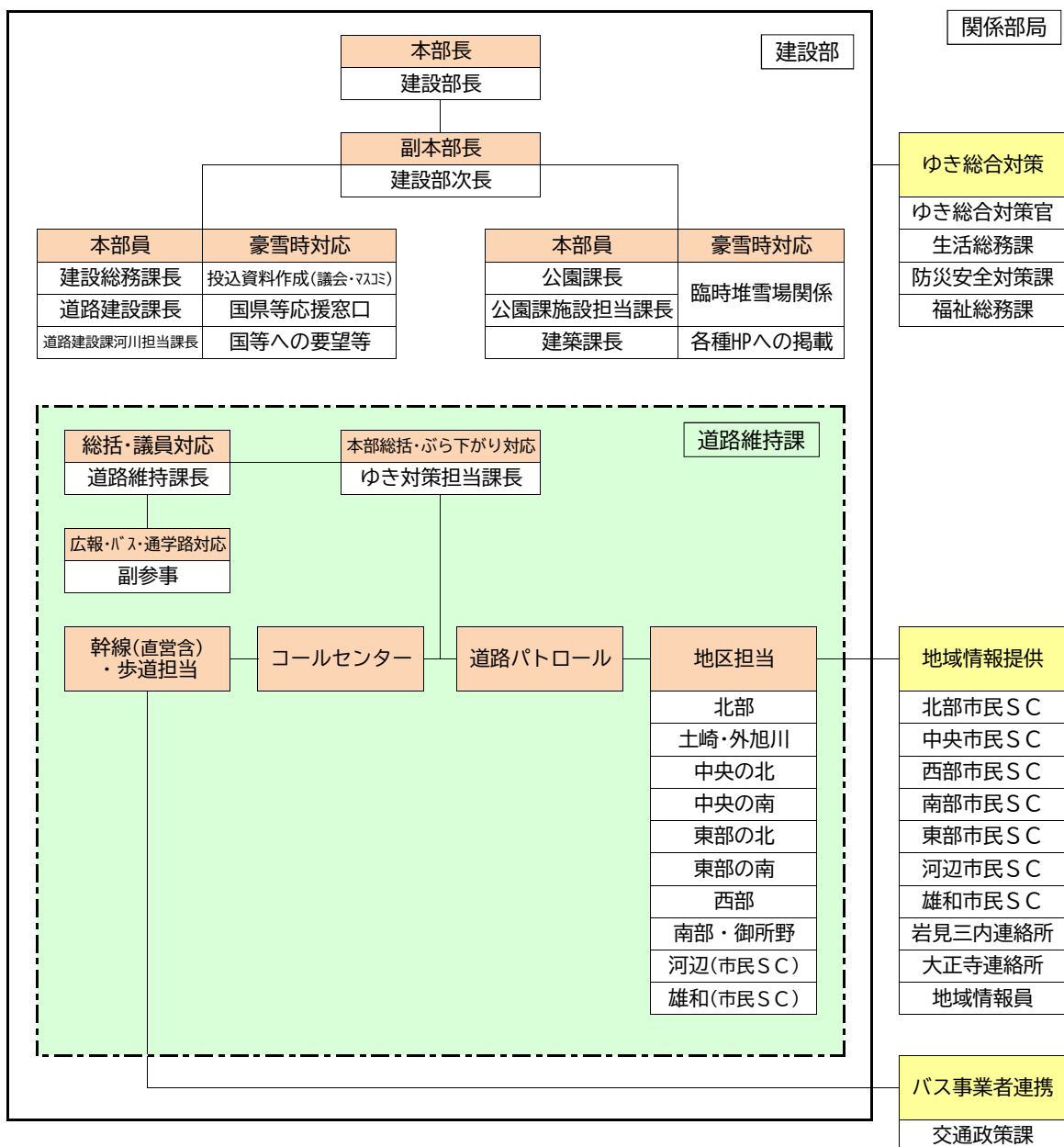
本部組織図



本部組織図（豪雪時）



※必要に応じて、各市民サービスセンター所長を招集する。



V 電話番号一覧

秋田市道路除排雪対策本部（秋田市役所 本庁舎3階 会議室3-D）

電 話 888-9400（秋田市道路除排雪コールセンター、12月10日以降）

FAX 888-5752（道路維持課）

(1) 市民サービスセンター

北部市民サービスセンター	845-2261
中央市民サービスセンター	888-5640
西部市民サービスセンター	888-8080
南部市民サービスセンター	838-1213
東部市民サービスセンター	853-1063
河辺市民サービスセンター 産業・建設・地域支援担当	882-5161
雄和市民サービスセンター 産業・建設・地域支援担当	886-5545

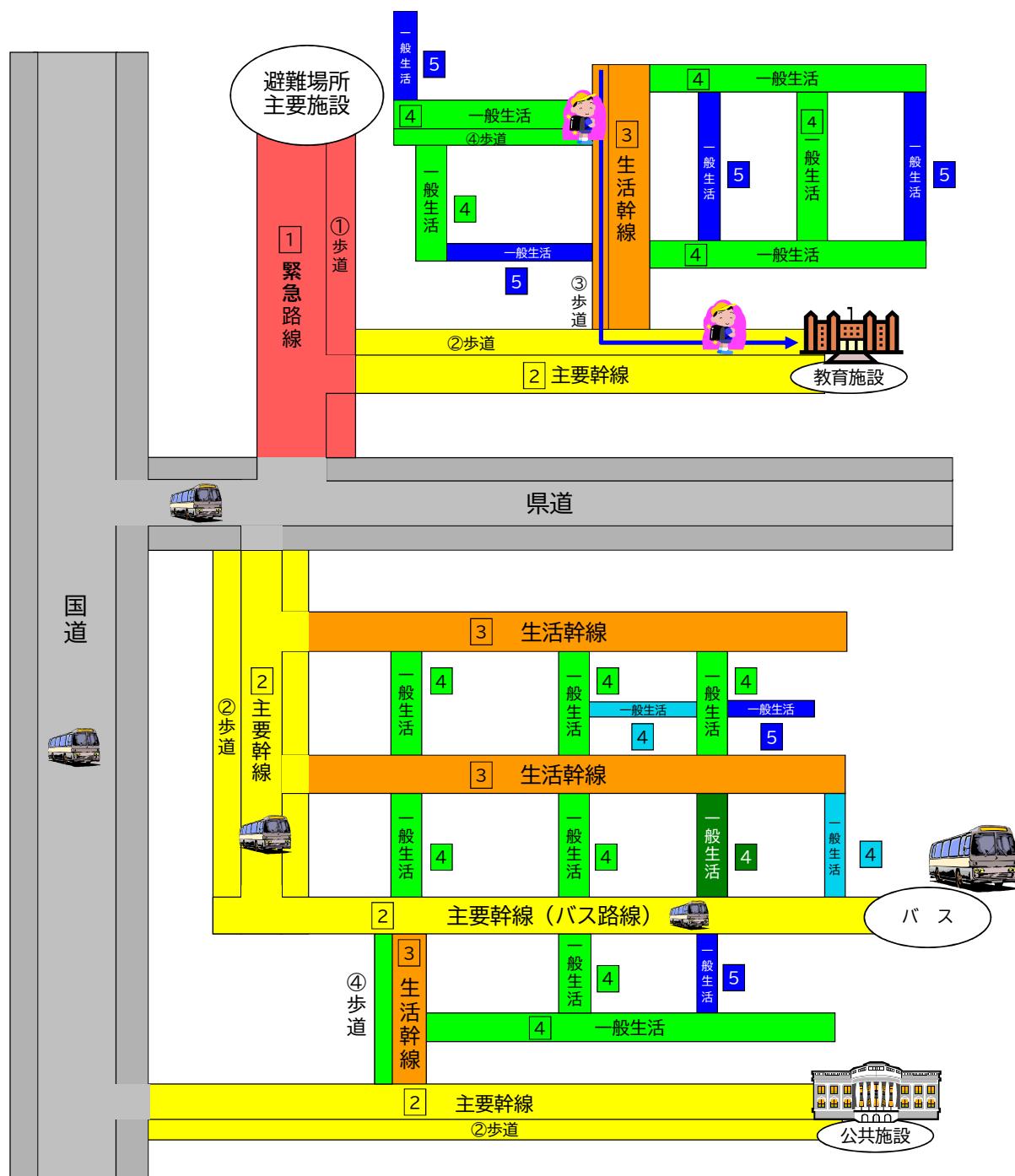
(2) 関係機関等

国道	秋田国道維持出張所	862-2276
県道	秋田地域振興局 建設部保全・環境課	860-3472
警察	秋田臨港警察署	845-0141
	秋田中央警察署	835-1111
	秋田東警察署	825-5110
消防	消防本部	823-4000
	秋田消防署	823-4100
	土崎消防署	845-0285
	城東消防署	832-3404
	秋田南消防署	839-9551
	秋田南消防署河辺分署	882-3300
	秋田南消防署雄和分署	886-2623
秋田地方気象台		864-3955
秋田中央交通		823-4411
秋田中央トランスポート(株)		853-6901
秋田県ハイヤー協会		864-1351

道路除排雪作業基準

秋田市

除排雪における道路区分（概念図）



道路種別	区 分	番号	内 訳
車道	主要道路	緊急路線	緊急輸送道路に指定されている道路等
		主要幹線	上記以外のバス路線、公共施設に接続している道路
	生活道路	生活幹線	地域の幹線的な道路、通学路指定のうち幹線的な道路
		一般生活道路	幅員4m以上の市道
		一般生活道路	幅員4m以上の私道等
		一般生活道路	幅員4m未満の市道
歩道	主要歩道	緊急路線	緊急輸送道路に指定されている道路の歩道等
		幹線歩道	上記以外の主要幹線の歩道
		通学歩道	通学路指定のうち幹線的な歩道
	一般歩道	一般歩道	上記以外の歩道
		一般歩道	上記以外の歩道

道路除排雪作業基準

安全で円滑な冬期道路交通の確保を目的に、適切な除排雪作業を実施するため、道路種別区分毎の作業基準を示す。

なお、作業対象道路区分については、別紙「基本計画書」に定める。

(用語の定義)

除雪作業	新雪除雪・拡幅除雪を行う作業
排雪作業	運搬排雪など道路から雪を排除する作業
路面整正	路面のワダチやデコボコを除去する作業
道路幅員	道路の全幅員（側溝を含む）
有効幅員	車両又は歩行者が通行可能な幅員（側溝を除く）
作業幅員	除排雪作業を実施する幅員
二次堆雪	除雪作業の繰り返しで積み上げられた雪堤や雪山

1 車道

(1) 主要道路

① 緊急路線

② 主要幹線

(全般)

ア 初期段階の作業では、可能な限り当該道路の車線数および有効幅員を確保する。

イ 除雪作業、排雪作業、路面整正作業においては、アスファルト路面が可能な限り露出するようにする。

(除雪作業)

ア 歩道がある場合は、車両の交互通行が可能な幅員を確保する。

イ 歩道がない場合は、アに歩行者の通行帯を追加した幅員を確保する。

ウ 郊外の道路においては、吹きだまりの発生を考慮し、風下側への堆雪を基本とした拡幅一体作業により、有効幅員または道路幅員を確保する。

(排雪作業)

ア 二次堆雪量の増加により交互通行が困難な場合は、交通量や今後の作業計画、天候等を総合的に勘案して実施する。

イ 作業幅員は、当該道路の有効幅員とする。

(路面整正作業)

ア 圧雪路面でわだちが発生し通行に支障がある場合、または気温の上昇等により路面が著しく悪化している、もしくは悪化が予想される場合に実施する。

(2) 生活道路

① 生活幹線

(全般)

ア 初期段階の作業では、可能な限り当該道路の車線数および有効幅員を確保する。

イ 除雪作業、排雪作業、路面整正作業においては、アスファルト路面が可能な限り露出するようにする。

(除雪作業)

- ア 歩道がある場合は、1車線程度の幅員を確保する。
- イ 歩道がない場合は、アと両側に歩行者の通行帯を加えた幅員を確保する。

(排雪作業)

- ア 必要に応じて交差点および待避所について、本部の指示で実施する。
- イ 1車線および歩行帯の確保が困難となった場合は、本部の指示により実施する。
- ウ 作業幅員は、当該道路の有効幅員とする。

(路面整正作業)

- ア 圧雪路面でわだちが発生し通行に支障がある場合、または気温の上昇等により路面が著しく悪化している、もしくは悪化が予想される場合に実施する。

② 一般生活道路

(i) 道路幅員4 m以上の市道

(ii) 道路幅員4 m以上の私道等

(全般)

- ア 初期段階の作業では、可能な限り当該道路の有効幅員を確保する。
- イ 除雪作業および排雪作業においては、アスファルト路面が可能な限り露出するようにする。

(除雪作業)

- ア 最少確保幅員は、1車線と片側に歩行者の通行帯を加えた程度の幅を確保する。

(排雪作業)

- ア 1車線および歩行帯の確保が困難となった場合は、本部の指示により実施する。
- イ 作業幅員は、当該道路の有効幅員とする。

(iii) 道路幅員4 m未満の市道

(除雪作業)

- ア 最少確保幅員は、1車線を確保できる程度の幅を確保する。

(除排雪一体作業)

- ア 除排雪一体作業が有効と認められる場合は、本部の指示により実施する。ただし、優先順位が上位の路線の完了状況を勘案するものとする。
- イ 作業幅員は、当該道路の道路幅員とする。

(iv) 道路幅員4 m未満の私道等

(除雪作業)

- ア 最少確保幅員は、道路幅員を確保できる程度の幅を確保する。

(除排雪一体作業)

- ア 除排雪一体作業が有効と認められる場合に本部の指示で実施する。ただし、作業の優先順位が上位の路線の完了状況等を勘案する。
- イ 作業幅員は、当該道路の道路幅員とする。

2 歩道

(全般)

- ア 車道の除雪完了を確認した後に実施する。
- イ 可能な限り路面を露出させ、横断歩道がある場合は必ず接続する。
- ウ 気象や道路状況の急激な変化により歩行が困難となった場合や、車道の排雪作業と併せた一体作業が有効と認められる場合などには、本部の判断により実施することがある。

(1) 主要歩道

- ① 緊急路線
- ② 幹線歩道
- ③ 通学歩道

(除雪作業)

- ア 最少確保幅員は、歩行者のすれ違いができる程度の幅を確保する。ただし、当該歩道幅員が1.5m未満の場合は有効幅員とする。

(排雪作業)

- ア 警戒および豪雪時において、歩行者のすれ違いが困難な場合に本部の指示で実施する。
- イ 作業幅員は、当該道路の有効幅員とする。

(2) 一般歩道

- ① 一般歩道

(除雪作業)

- ア 最少確保幅員は、歩行者の通行ができる程度の幅を確保する。ただし、除雪機械幅が0.75m以上の場合は機械幅とする。

(排雪作業)

- ア 豪雪時に本部が必要と認めた場合に実施する。
- イ 作業幅員は、当該道路の有効幅員とする。

3 交差点

(全般)

- ア 交通の妨げとなる交差点への雪山の堆雪は、やむを得ず一時的に堆雪する場合を除き、極力行わない。

(除雪作業)

- ア 1車道(1)主要道路および(2)生活道路の各除雪作業に準ずる。

(排雪作業)

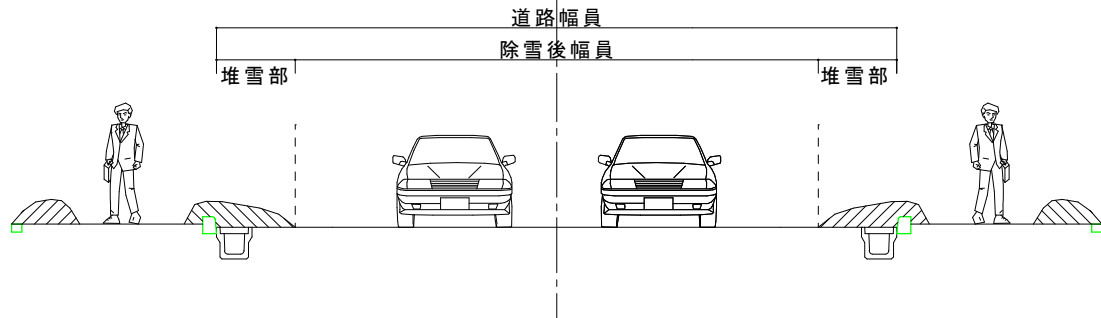
- ア 原則として、交通安全上必要な視距の確保が困難となった場合に実施する。
- イ ドライバーの視線の高さや子どもの身長を考慮し、交差点の雪山の高さがおおむね1.2mを超えている場合は、作業計画、天候、交通量等を総合的に勘案して実施する。
- ウ 排雪作業の実施範囲は、視距を妨げている雪山の全量とする。

道路除排雪作業基準

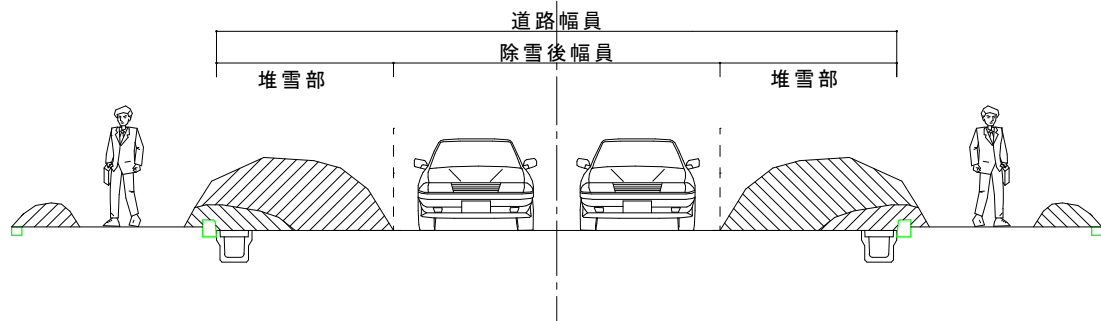
<主要道路>

緊急道路・主要幹線（歩道あり）

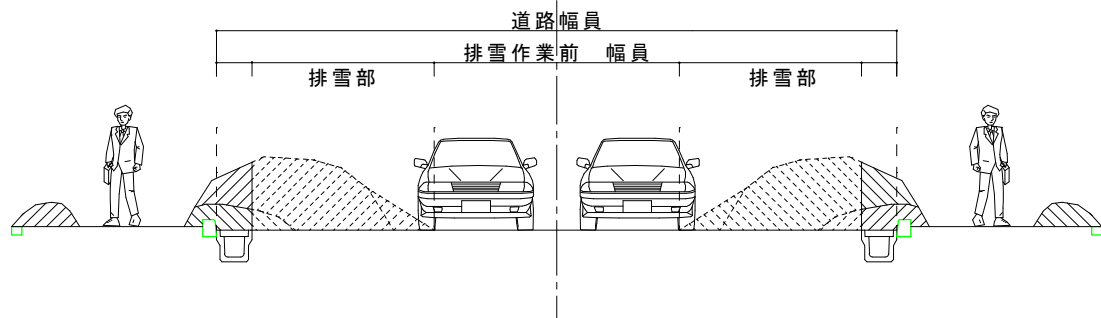
除雪初期



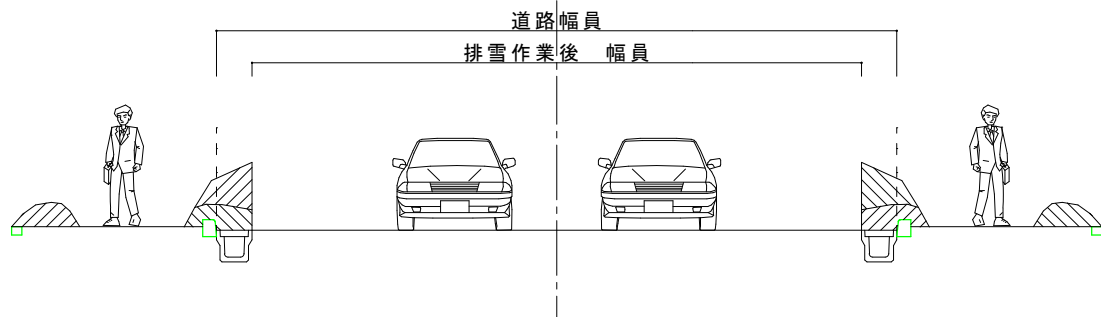
除雪後期



排雪作業 実施前



排雪作業 実施後

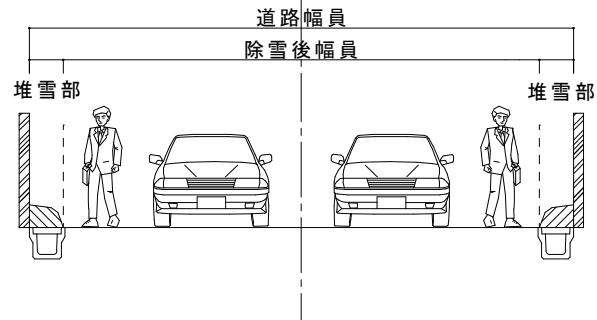


道路除排雪作業基準

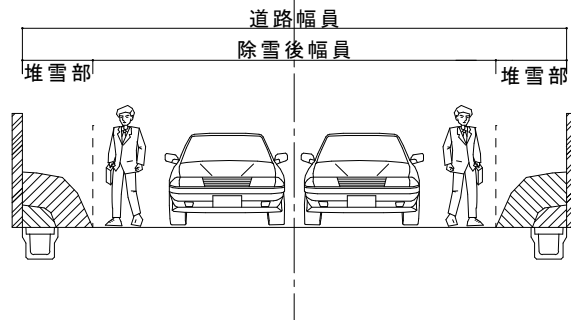
＜主要道路＞

緊急道路・主要幹線（歩道なし）

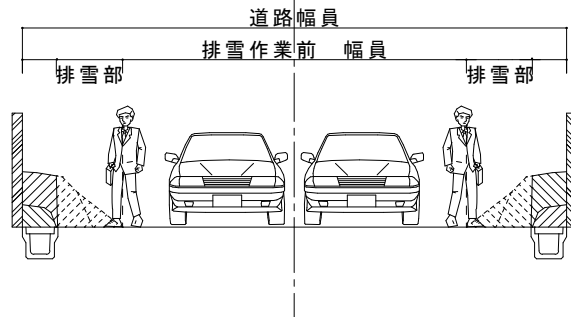
除雪初期



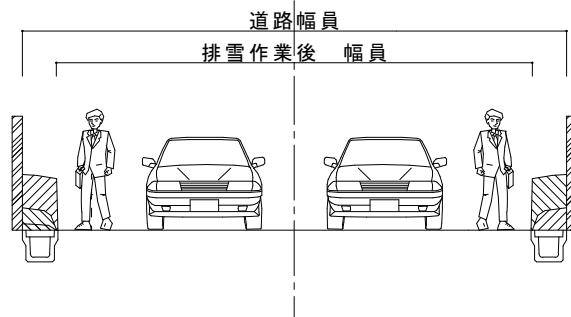
除雪後期



排雪作業 実施前



排雪作業 実施後

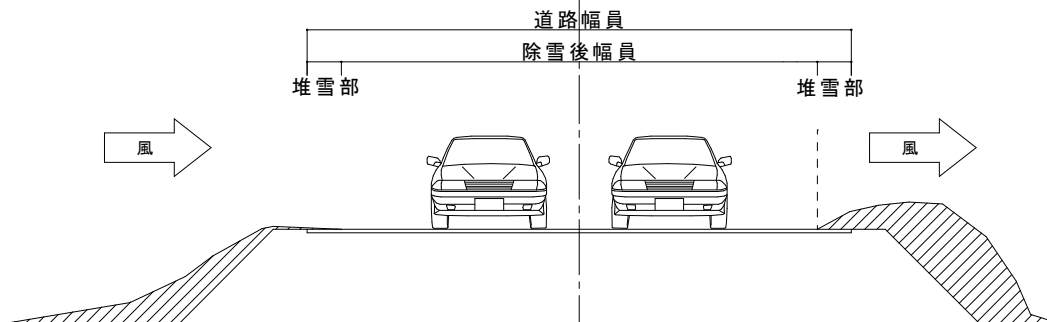


道路除排雪作業基準

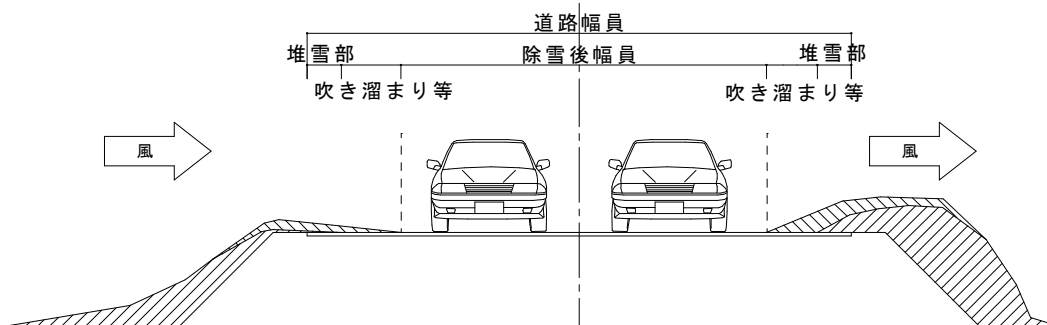
<主要道路>

郊外道路等

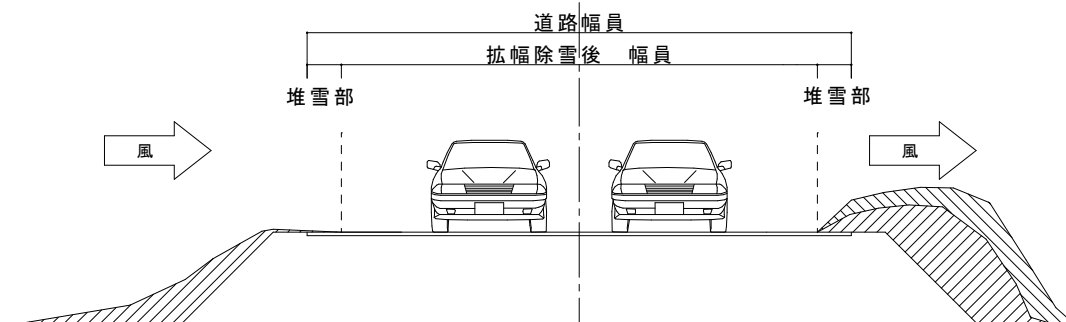
除雪初期



除雪後期



拡幅一体除雪

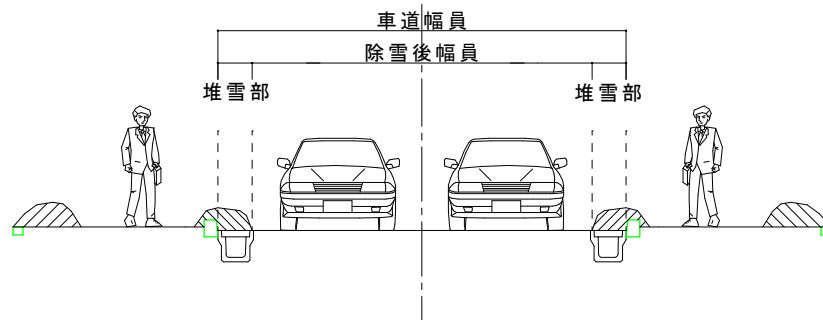


道路除排雪作業基準

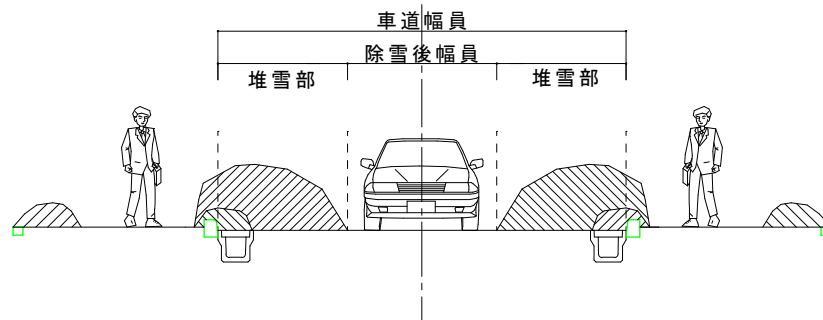
<生活道路>

生活幹線（歩道あり）

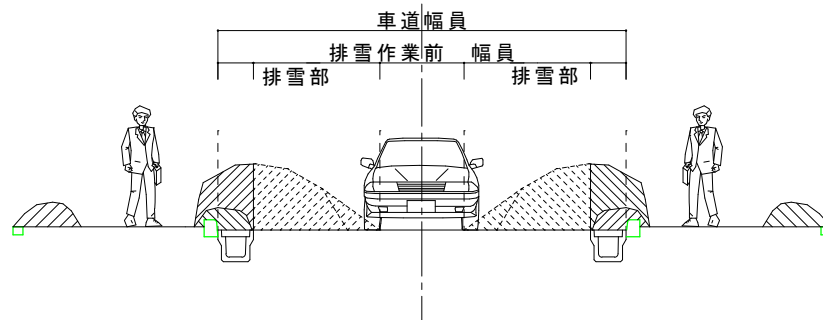
除雪初期



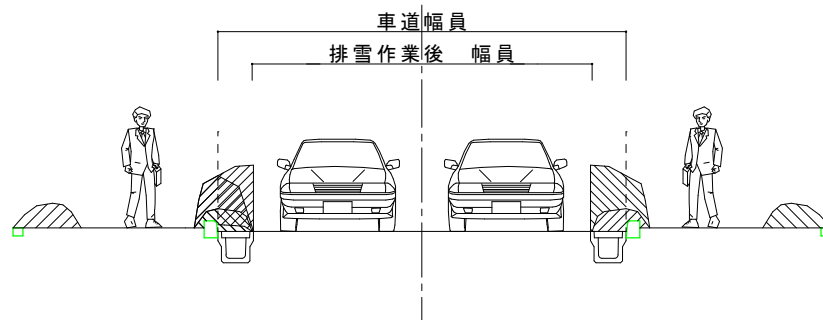
除雪後期



排雪作業 実施前



排雪作業 実施後

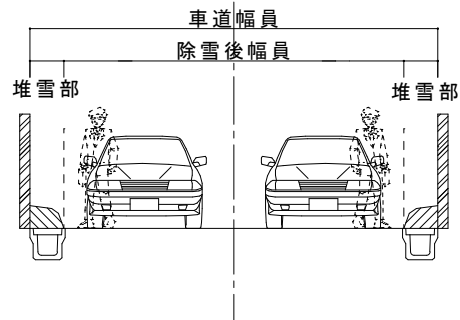


道路除排雪作業基準

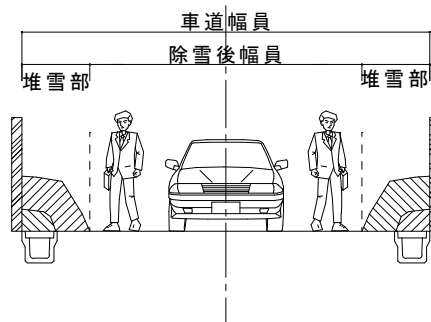
＜生活道路＞

生活幹線（歩道なし）

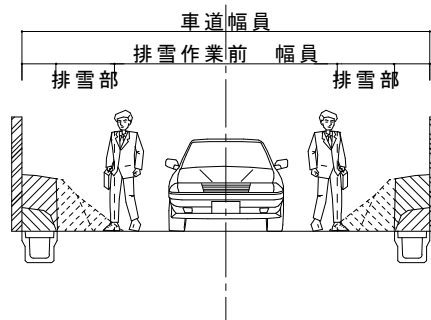
除雪初期



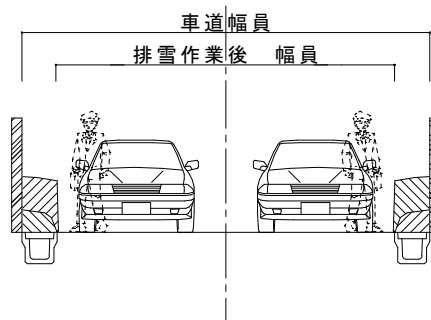
除雪後期



排雪作業 実施前



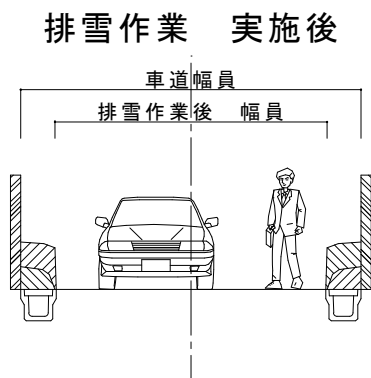
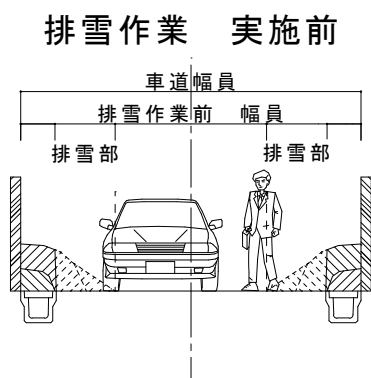
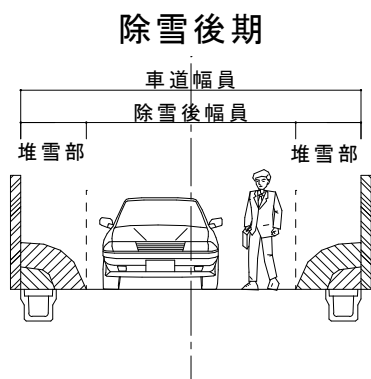
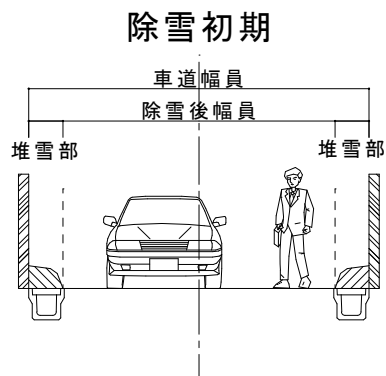
排雪作業 実施後



道路除排雪作業基準

<生活道路>

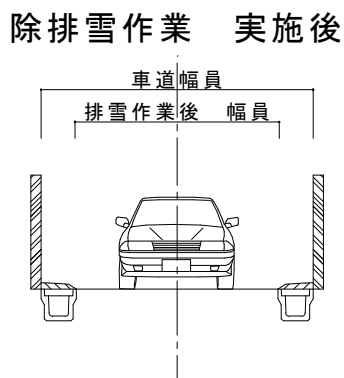
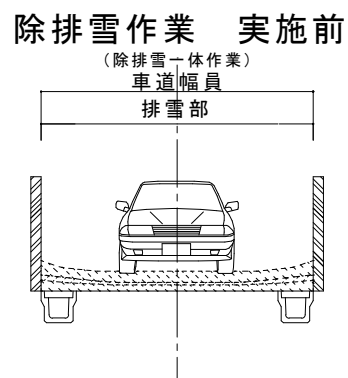
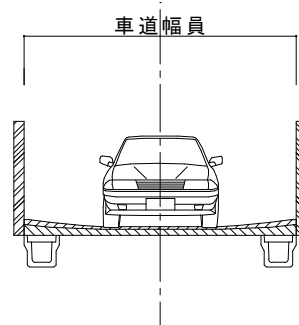
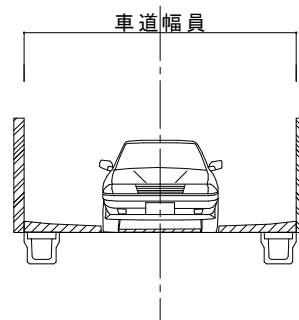
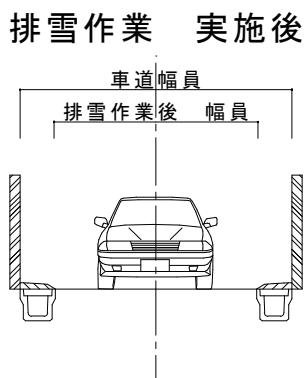
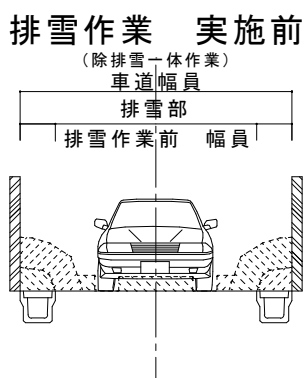
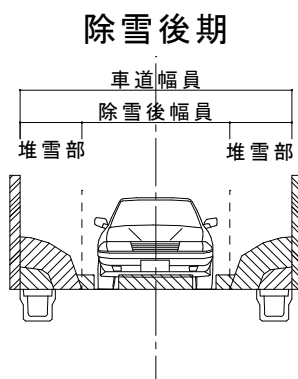
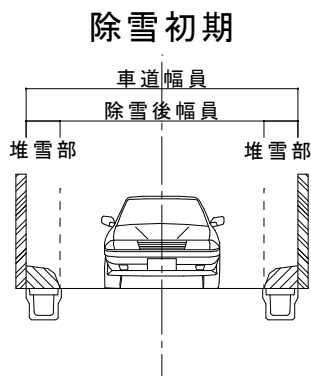
一般生活道路
(4 m以上の市道・私道)



一般生活道路 (4 m未満の市道・私道)

市道

私道

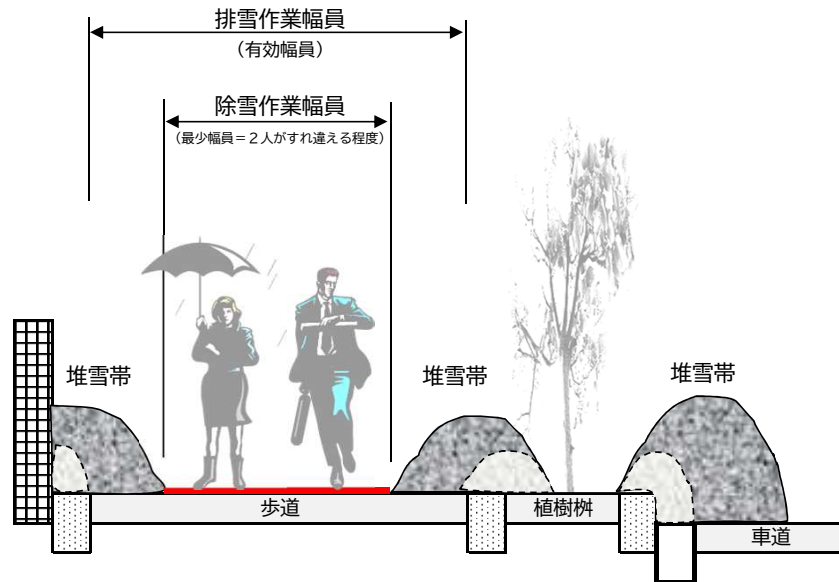


道路除雪作業基準

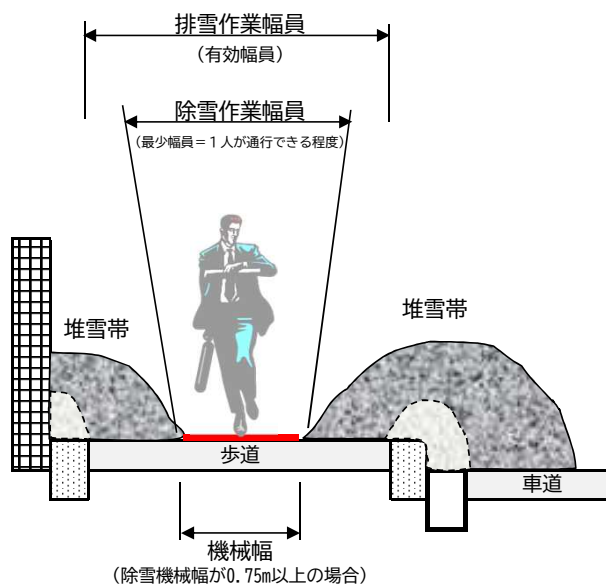
<歩道>

- 1 車道の除雪完了確認後に実施する。
- 2 出来る限り路面を露出し、横断歩道がある場合は必ず接続する。
- 3 気象や道路状況の急激な変化により、歩行が困難となった場合や車道の排雪作業と併せた一体作業が有効と認められる場合は、本部の判断で実施する場合がある。

主要歩道



一般歩道



令和7年度 道路除排雪作業基準

道路種別		区分	除雪作業		排雪作業		路面整正作業	備 考	
			出動基準	最小確保幅員等	実施基準	作業幅員等			
車 道	主要道路	緊急路線	路面積雪深が10cm以上の場合	2車線以上 (交互通行)	交互通行が困難な場合 (交通量や今後の作業計画、天候等を総合的に勘案して判断) また、必要に応じて交差点排雪を実施する。	有効幅員 (雪山高さは交差点の実施基準に準ずる) 高さ1.2mで実施	・圧雪路面でわだちが発生し通行に支障がある場合 ・気温の上昇等により路面が著しく悪化している、もしくは悪化が予想される場合	・初期段階の作業では、可能な限り当該道路の車線数および有効幅員を確保する。 ・除雪作業、排雪作業、路面整正作業においては、可能な限り路面を露出させる。 ・郊外道路では吹きだまりの発生を考慮し、風下側への堆雪を基本とした拡幅一体作業により、有効幅員または道路幅員を確保する。 ・横断歩道部には除雪作業後の堆雪を行わないようにし、歩行者の安全な通行を確保する。	
		主要幹線		1車線					
	生活幹線	一般生活道路 4 m以上		市 道	歩行者対応	1車線および歩行帯の確保が困難となった場合 (本部の指示による)	有効幅員	※備考(1) ・除排雪一体作業が有効と認められる場合は、本部の指示により実施する。ただし、優先順位が高い路線の完了状況を勘案するものとする。 ・横断歩道部については、除雪作業後に堆雪を行わないようにし、歩行者の安全な通行を確保する。	
				私道等	1車線	※備考(1)	道路幅員		
	歩 道	主要歩道	緊急路線	路面積雪深が10cm以上の場合	すれ違い幅 (歩道幅員が1.5m未満の場合は歩道幅員とする)	警戒・豪雪時に歩行者のすれ違いが困難な場合	有効幅員		・車道の除雪完了を確認した後に実施する。 ・路面は可能な限り露出させ、横断歩道がある場合は必ず接続する。 ・気象や道路状況の急激な変化により歩行が困難となった場合や、車道の排雪作業と併せた一体作業が有効と認められる場合などには、本部の判断により実施することがある。
			通学歩道		豪雪時に本部が必要と認められた場合				
一般歩道		機械の幅 (除雪機械幅が0.75m以上の場合)							
交 差 点	(共通)				交差点の雪山の高さがおおむね1.2mを超えている場合 (作業計画、天候、交通量等を総合的に勘案して判断)	雪山全量		・交通の妨げとなる交差点への雪山の堆雪は、やむを得ず一時的に堆雪する場合を除き、極力行わない。 ・原則として、交通安全上必要な視距の確保が困難となった場合に実施する。 ・横断歩道部については、除雪作業後に堆雪を行わないようにし、歩行者の安全な通行を確保する。	

※融雪期および降雨や気温上昇が予想される場合、天候により自然融雪が期待できる場合などは、本部の指示で実施を見合わせる。

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 20 sets of three horizontal dashed lines.

